

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	政策調整会議
開 催 日 時	令和4年1月12日（水） 午前9時25分～11時20分
開 催 場 所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室
出 席 者	宮村市長公室長、毛利危機管理監、須田総務部長、 清水市民環境部長、三田福祉部長、麦田こども・健康部長、 笠間都市建設部長、宇野審議監兼まちづくり推進課長、 望月会計管理者、木村上下水道部長、村山議会事務局長、 斎藤学校教育次長兼教育総務課長、神頭生涯学習部長、 太田監査委員事務局長  （担当課1、2） 田畑副審議監兼危機管理室長、石黒同室主事  （担当課3） 西島上下水道総務課長、丸山同課長補佐兼会計庶務係長、 櫻澤同課経営係長  （事務局） 関口市長公室次長兼政策企画課長、平間同課長補佐、 江原同課政策企画係主任
会 議 内 容	1 朝霞市国土強靱化地域計画（素案）について 2 朝霞市犯罪被害者等支援条例制定について 3 水道料金及び水道利用加入金の改定額について
会 議 資 料	【議事1】 ・国土強靱化地域計画の概要 ・朝霞市国土強靱化地域計画（素案） 【議事2】 ・朝霞市犯罪被害者等支援条例制定について ・朝霞市犯罪被害者等支援条例（案） ・朝霞市犯罪被害者等支援条例施行規則（案） 【議事3】 ・水道料金及び水道利用加入金の改定額について

<p>会 議 録 の 作 成 方 針</p>	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録		
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録		
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録		
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限          年）		
	電磁的記録から文書に書き起こした 場合の当該電磁的記録の保存期 間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後     か月	
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁		
<p>そ の 他 の 必 要 事 項</p>			

【議題】

1 朝霞市国土強靱化地域計画（素案）について

【説明】

（担当課 1：田畑副審議監兼危機管理室長）

朝霞市国土強靱化地域計画（素案）について説明させていただく。

1 ページ『本計画の策定の趣旨』であるが、本計画は、国土強靱化基本法第 13 条に基づき、朝霞市における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画として策定するもので、大規模自然災害が発生しても、市民の生命、身体及び財産と市民生活や地域産業を守り、迅速な復旧・復興を果たすため、大規模自然災害への脆弱性を平常時の備えにより強靱化することが必要となることから、本計画を策定する。

次に、『計画の位置付け』だが、本計画は、国の「国土強靱化基本計画」、「埼玉県地域強靱化計画」との調和を図りつつ、本市総合計画が目指す長期的視点に立ち、地域強靱化を推進していくための、基本目標、対策方針を定めるものとなっている。

また、本市の地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置づけるものとなる。

2 ページには位置付けをフローとして記載している。

次に、『計画期間』については、第 5 次朝霞市総合計画後期基本計画との整合・調和を図るため、令和 7 年度までを計画期間とする。

3 ページから 7 ページについては、本市の概況として、自然条件、社会状況、大規模自然災害をまとめたものとなっている。

特に、過去に被害をもたらした災害として、地震、風水害、大雪を過去の記録等から挙げている。

8 ページ、本市における強靱化を推進するため、国の基本計画及び県の地域計画を踏まえ、基本目標を 4 つ、事前に備える行動目標を 8 つ設定した。

9 ページ、脆弱性評価は、本計画の策定に先立ち、想定する大規模自然災害の発生時にリスクシナリオとして「起きてはならない最悪の事態」を引き起こさないような対策を講じているかを評価するものとなっている。

リスクシナリオについては、国の基本計画や県地域計画と調和を保つことが必要なことから、両計画で設定されたリスクシナリオから本市におけるリスクシナリオの設定を検討し、8 つの事前に備える行動目標に対応させた、32 のリスクシナリオを設定した。

10 ページ、リスクシナリオの発生回避等に向けた評価については、32 のリスクシナリオについて、発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性を評価し、評価結果は、記載の 4 ポイントとなっている。

12 ページ、強靱化に向けた市が取り組む主な行動として、過去の災害の際に生じた主な課題、重点的に推進する取組の設定をした。

13 ページから 20 ページについては、8 つの事前に備える行動目標別に、「リスクシ

ナリオ」を発生させないための主な取組を整理した上で、重点的に推進する「強靱化に向けた主な行動」を示している。

各行動においては、担当する庁内各部を構成としている。

21ページについては、国の基本計画及び県の地域計画を参考に、個別施策分野と横断的分野の設定を行い、次の22ページで施策分野とリスクシナリオの関係を整理し、23ページ以降で、施策分野ごとの取組の方向性を示している。

30ページ、最後に、地域強靱化に向けた推進体制の確保にあたり、本計画を踏まえ、市民、民間企業、行政機関の役割を記載した。

説明は以上である。

### 【意見等】

(望月会計管理者)

12ページ第5章の5-1の地震の発生した年が平成22年となっているが、23年の誤りではないか。

(担当課1：田畑副審議監兼危機管理室長)

修正させていただく。

(望月会計管理者)

計画期間が令和4年度から7年度までの4年間となっているが、今後も4年ごとに見直していくのか。

(担当課1：田畑副審議監兼危機管理室長)

今回は、第5次総合計画の期間が、残り4年間となっているため、それに合わせているが、次回については、総合計画の前期計画の年数である5年間に合わせて策定を考えている。

(望月会計管理者)

年次の評価や進捗管理はどのように行っていくのか。

(担当課1：田畑副審議監兼危機管理室長)

それぞれの分野の指針となる計画のため、特にこの中で進捗管理をするというようなものは考えていない。ただし、計画に書かれているとおり、変更があった場合等は、必要に応じて、見直しを行っていく。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

「狭あい道路の拡幅に関する啓発に努め」となっているものを「狭あい道路の整備に努め」という表現に修正していただきたい。

(担当課1：田畑副審議監兼危機管理室長)

修正させていただく。

(清水市民環境部長)

30ページの推進体制についてだが、表記の順序が市民、民間企業、行政機関となっているが、通常の行政計画等では、行政機関、市民、民間企業の並びになっているものが多い。この順番で表記しているのは特段の理由はあるか。

(毛利危機管理監)

県の計画を参考としており、県との整合性を図る上から、この順番で表記することとしている。

(宮村市長公室長)

同じく30ページだが、推進体制という書き方で表現されているが、実際に記載されているのは、それぞれの市民、事業者、行政の役割が書かれている。

推進体制とは、評価シート等を作成して、年度ごとに進捗状況について確認していくことなどが想定されるが、役割を記載することで推進体制と言えるのか。

(担当課1：田畑副審議監兼危機管理室長)

こちらの表記についても、県の地域計画を参考に記載している。

(宮村市長公室長)

先ほどの並びの話とは違い、市としてどう考えているか考えを持っておく必要があるのではないかと。

(担当課1：田畑副審議監兼危機管理室長)

持ち帰り、考えを整理させていただく。

(宮村市長公室長)

この計画の中で、進捗管理を行うことは考えてないとの説明があったが、それでは、計画は作ったが、その後どういう状況にあるかを把握しないままこの計画が終わってしまうような感じを受けてしまう。

(三田福祉部長)

庁内で検討会を年1回程度開催し、意見を取りまとめ、その結果を積み重ねて、次期計画策定の際の参考とするなどしてはどうか。可能な場合は、30ページの推進体制の最後に、その仕組みについて書き込んではどうか。

(毛利危機管理監)

その方向で進めさせていただきたい。

具体的な方法等については、今後検討していきたい。

(太田監査委員事務局長)

31ページの最後の2行に、事業の実施については、交付金・補助金等を活用するものと言いつりの形になっているが、一般財源を活用して実施する事業はないのか。

また、計画に補助金等について明記しないと、補助金の交付を受けられないのか。

(担当課1：田畑副審議監兼危機管理室長)

明記しないと補助金を受けられないというものではないので、表記については、削除させていただく。

(木村上下水道部長)

今後のスケジュールについて説明いただきたい。

(担当課1：田畑副審議監兼危機管理室長)

今後は、庁議に諮った後、月末頃からパブリック・コメントを予定している。

その後、全員協議会で市議会への説明を行い、3月に策定完了を予定している。

(清水市民環境部長)

27ページの(9)農業のところ、荒廃農地を遊休農地という表現に修正いただきたい。

(担当課1：田畑副審議監兼危機管理室長)

修正させていただく。

(須田総務部長)

非常用発電と自家発電という言葉が混在しているので、統一していただきたい。

(担当課1：田畑副審議監兼危機管理室長)

修正させていただく。

(宮村市長公室長)

パブリック・コメントと併せて職員コメントは実施する予定か。実施する予定であれば、その際に、文言の調整等を行ってはどうか。

(担当課1：田畑副審議監兼危機管理室長)

職員コメントについては実施を予定している。その際に、文言の確認等についても協力いただきたい。

(笠間都市建設部長)

進捗管理についてだが、定量的な評価だけでなく、定性的な面でも評価することも検討いただきたい。

(担当課1：田畑副審議監兼危機管理室長)

意見を踏まえ、検討させていただく。

## 【結果】

指摘のあった内容について一部修正し、庁議に諮ることとする。

## 【議題】

### 2 朝霞市犯罪被害者等支援条例制定について

## 【説明】

(担当課2：田畑副審議監兼危機管理室長)

条例を制定するに至った経緯だが、制定動機にあるように、普通に暮らしている中で、誰もが突然に犯罪被害者やその家族、遺族になる可能性がある。また、様々な問題に直面し、二次的被害に苦しんでいる方もいる。

令和3年3月に閣議決定された「第4次犯罪被害者等基本計画」においても、「地方公共団体における被害者支援の推進」について明記されている。

誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するためにも、本条例を制定することで、犯罪被害者等にできるだけ不安や負担をかけない、適切な支援ができるものと考えている。

なお、現在、埼玉県内で条例を制定しているのは、15市町で、うち10市町で見舞金

の支給が規定されている。

それでは、条例の内容について説明させていただく。

第1条の目的、第2条の定義については、説明を割愛させていただく。

第3条については、本条例の基本理念であり、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、適切に支援を行うため、市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、協力して推進することを規定している。

第4条から第6条では市の責務、市民の責務、事業者の責務について規定している。

第7条では、市の体制として、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むために各般の問題における相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡及び調整を行うことを規定している。

また、この規定したことを総合的に行うための窓口を危機管理室に設置する。

第8条では、見舞金の支給について規定している。

見舞金については、経済的又は精神的な負担の軽減を図るためのものとして支給する。

なお、見舞金の金額については、施行規則第3条において、遺族見舞金30万円、重傷病見舞金10万円と規定している。

第9条市民等の理解の増進については、条例制定後、市ホームページやSNS等を通じて、広報行う。

ホームページには、県や県警の相談窓口など、リンクを貼り、相談者に配慮した環境づくりを行う。

第10条では、相談業務に携わる職員が犯罪被害者等の理解を深めるために必要な措置を講じることを規定している。

条例の説明については、以上である。

次に条例施行規則について説明させていただく。

第1条では趣旨、第2条では定義、第3条では見舞金の種類及び金額を規定している。

第4条の規定については、見舞金の支給対象者として、遺族見舞金は犯罪行為が行われた時に市民であった方の第1順位遺族となる者、重傷病見舞金は犯罪行為が行われた時から申請するときまで引き続き市民である者を支給の対象とし規定している。

第5条では遺族の範囲及び順位、第6条では見舞金の支給の制限、次のページの第7条では見舞金の支給申請について規定している。

第8条では、申請の期限を規定している。

これは、国の「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」第10条と同期間となる。

第9条からは、見舞金の支給の決定に関わる事項についての規定となっている。

なお、条例・規則の施行については令和4年4月1日とし、施行の日以降に行われた犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族又は傷害を受けた犯罪被害者について適用する。

説明は以上である。

**【意見等】**

(太田監査委員事務局長)

説明の中で、10市町で見舞金を設定しているとのことだが、金額はどの程度か。

また、予算計上は見舞金のみを予定しているのか。

(担当課2：石黒危機管理室主事)

金額については、県内10市町全てで30万円と10万円としている。また、全国に見ても9割以上の自治体で同額となっている。

予算については、犯罪被害者の方からの相談実績があまりないことから、遺族見舞金1件分の30万円での予算計上を検討している。

(太田監査委員事務局長)

新規の条例だが、パブリック・コメントの実施の予定はあるか。

(担当課2：石黒危機管理室主事)

今のところ実施の予定はない。

(笠間都市建設部長)

実際に運用する際には、犯罪が確定するのがいつになるのかの判断が結構難しいと思うので、あらかじめ他市の事例等の情報収集をしておくべきである。

(担当課2：田畑副審議監兼危機管理室長)

意見を参考にさせていただく。

(清水市民環境部長)

条例の第7条第2項で窓口の設置について明記されているので、地域づくり支援課で毎年、作成している窓口一覧に掲載していただければと考える。

また、庁内連絡会議という相談業務の会議もあるので、後ほど担当と調整していただきたい。

(担当課2：田畑副審議監兼危機管理室長)

承知した。

(宮村市長公室長)

先ほど、担当からパブリック・コメントの実施の予定はないとの説明があったが、今回のこの条例は市の方針を示すものなのでパブリック・コメントの実施が必要と考える。

パブリック・コメントの実施については、後ほど担当課と調整していただきたい。

また、この条例に関わる事務については、非常にセンシティブな情報を取扱う必要があるため、個人情報の登録事務の関係についても、担当課と調整していただきたい。

(担当課2：田畑副審議監兼危機管理室長)

承知した。

(須田総務部長)

施行規則の第6条に見舞金の支給の制限とあるが、制限される行為かどうかの判断を市が行えるのか。

(担当課2：石黒危機管理室主事)

市で判断するのではなく、警察からの情報で判断することを想定している。



(須田総務部長)

それであれば、表記についてもそのように修正してはどうか。

(担当課 2 : 田畑副審議監兼危機管理室長)

検討させていただく。

(三田福祉部長)

窓口を設置するのであれば、相談員を設置することも検討してはどうか。

(担当課 2 : 田畑副審議監兼危機管理室長)

検討させていただく。

(宮村市長公室)

指摘のあった内容について一部修正し、庁議に諮った上で、パブリック・コメントを実施することとする。

### 【議題】

#### 3 水道料金及び水道利用加入金の改定額について

### 【説明】

(担当課 3 : 西島上下水道総務課長)

水道料金及び水道利用加入金の改定額について説明させていただく。

水道料金の改定については、平成30年度に策定した朝霞市水道事業経営戦略では令和4年度に29%の料金改定が必要であると試算したが、経営戦略策定以降の決算などを踏まえた収益予測を再試算し、さらに今後の事業の見直しなどの時点修正を行い、改定額などを上下水道審議会において御審議いただいたものである。

御承認いただいた改定額が1ページ目となっている。

改定額の表については、すべて税抜表示となっている。

まず、基本料金については、13ミリが、現行2か月で800円から900円に、20ミリが1,300円から1,400円にそれぞれ100円のアップ、以下、25ミリ以降については記載のとおりである。

次に従量割料金であるが、朝霞市を含めた多くの水道事業者が、使用水量が大きくなればなるほど1立方メートル当りの単価も高くなるという逡増制の料金設定としている。

今回の改定では、市長から、生活する上で必要とする水に関して、機械的に一律12パーセントで改定するのではなく、少量使用者を始めとして、生活する上で必要な水道使用量の区分については、可能な限り改定幅を抑制すること、他市の状況も参考に検討するよう指示を頂いていることを踏まえ、使用水量が20立方メートルまでは1立方メートルあたり55円を60円に、5円のアップとなり、20立方メートルを超え、40立方メートルまでは1立方メートルあたり90円を100円に、40立方メートルを超え、100立方メートルまでは1立方メートルあたり120円を130円に、それぞれ10円のアップとなり、100立方メートルを超える従量割料金は、記載のとおりである。

さらに、これまでは大口利用である最大の区分は1,000立方メートルを超える区分

としていたが、利用実績や他市町の料金設定なども参考にして、5,000立方メートルを超える超大口利用の区分を新たに設け、料金設定を細分化した。

次に、水道利用加入金については、これは、新築時に水道を新たに引く際に一度だけお支払いいただくものだが、13ミリ口径で12万円が13万5千円に1万5千円のアップとなり、以下、記載のとおりである。

次に2ページだが、口径別、使用水量別の料金改定後の影響額を示したものであり、表の一番上の13ミリと20ミリ合わせて給水戸数は98パーセント以上となり、一般家庭については、ほぼ13ミリと20ミリ、25ミリ以上が主に事業者である。

改定による影響については、一番上の段が、主に家庭用である13ミリと20ミリとなり、左側の欄に標準的な世帯の使用水量として、単身世帯16立方メートル、2人世帯32立方メートル、3人世帯42立方メートル、4人世帯50立方メートルとなっており、それぞれ13ミリ、20ミリともに単身世帯で180円のアップ、2人世帯で320円のアップ、3人世帯で420円のアップ、4人世帯で500円のアップと、現行料金での水道料金、改定後の料金、差し引きとしてアップ額、アップ率という比較となっている。

資料のとおり、主に家庭用の13ミリと20ミリについては概ね9パーセントから10パーセントの改定率となり、また、25ミリ以上についても資料のとおりである。

3ページ目で、水道料金に関して県内でどのような水準にあるのかを示している。

3-1については、実際に利用者に払っていただく額ということで、税込みの表示とさせていただいている。

2人世帯の標準使用水量32立方メートルの場合、現行料金で安い方から63団体中20番目、料金改定しても安い方から25番目となり、4人世帯の場合、現行料金で安い方から63団体中9番目、改定しても安い方から18番目と、県内では安い水準を継続することとなる。

なお、県南中部及び県内の人口規模等類似団体で比較した場合が、それぞれの右側のオレンジの棒グラフとなるが、改定後も中間の水準となっている。

また、裏側が事業用の水道使用の場合の比較となるが、県南中部及び県内類似団体で比較しているが、口径20ミリで200立方メートル使用した場合ということで、これは個人経営の飲食店をイメージしているが、22団体中、安い方から現行4番目が改定後5番目に、口径30ミリで1,000立方メートル使用した場合ということで、これはクリーニング工場や老人ホーム、介護施設などの使用水準で、22団体中、安い方から現行3番目が改定後7番目ということとなる。

改定額等の説明は以上である。

次に、4ページ上下水道審議会における市長の諮問から答申に至るまでの審議経過の概要を説明させていただく。

資料のとおり、第1回の諮問に始まり、6回の会議を経て答申書が出されたが、まず、第1回目の会議において、まずは水道事業を理解していただくということで、水道事業が独立採算制による公営企業会計により運営されているなど、一般行政サービスとの違いなど、水道事業の特色などを説明した。

第2回では、過去10年間の事業実績や給水収益や加入金、企業債の残高などの推移を

中心とした経営状況などを説明し、今後10年に耐震化事業や老朽管の更新をどのように進めていかなければならないのか、また、それにはどの程度財源確保が必要となるのか、を説明し、今後10年間の財政収支バランスの均衡を図った収支計画表を作成し、改定率の案を提示した。

具体的内容は、5ページも併せて確認いただきたいが、今年度以前において老朽管更新・耐震化事業を合わせても年間4キロメートル程度しか実施してこなかったものを、今回見直し、今後増え続ける老朽管等の更新のために、毎年5キロメートル、10年間で50キロメートルの更新という計画とした。

財政面では、この更新工事に10年間で約60億円かかる見込みであり、また、併せて、浄水場施設の更新も行わなければならないが、令和4年度から13年度までの予定では、泉水浄水場・岡浄水場のポンプ施設等の更新も含み37億円の費用を見込んでいる。

なお、図の右側に示したとおり、10年間で50キロメートルの工事を行っても、令和14年度時点で30キロメートルの老朽管が残り、さらに、その後の10年間で56キロメートルがプラスされることになり、浄水場についても令和14年度には新たな1期工事がスタートすることになり、安定して水を供給するためには、継続的に事業を実施していく必要がある。

次に、その財源をどのように確保していくか、ということについて6ページで説明させていただきます。

建設改良工事に際しては、平成26年度以降、すべての更新工事に企業債を活用して資金調達を行ってきた。

その結果、表の真ん中になるが、令和2年度末時点で内部留保資金は約17億円、企業債については約48億円の未償還残高となっている。

先ほどの説明のとおり、老朽管の更新工事は今後終わりがなく続いていくもので、このまま今後もすべての工事に企業債に頼ってしまうと、表の下段、料金を改定しない場合の上段となるが、10年後の令和13年度末には、現在の約48億円から約78億円にまで企業債残高が膨れ上がってしまうことになる。一方で、自己資金を活用せず、企業債を活用することで、内部留保資金は減少しないため約26億円となる。

しかし、企業債残高を78億円までに増やすことは、将来世代に大きな負担を残すとともに、将来的に大幅な料金値上げをしなければ返済できない可能性も出てくることとなる。

このことについては、監査委員からも、過重な負担を将来に残すことにつながるため、料金改定も検討するよう、御指摘をいただいていたところである。

このような経営状況を踏まえ、水道事業経営戦略においては、令和6年度以降は、企業債については、浄水場の更新工事にのみ活用し、老朽管の更新工事は自己財源で賄うこととしている。

企業債の活用を浄水場の更新のみで試算すると、同じ表の下段の説明となるが、企業債については借入額を返済額が上回るため、残高を少しずつ減らすことができ、企業債残高は、令和13年度時点で約46億円となる。

しかし、老朽管更新工事に内部留保資金を使用することから、内部留保資金残高においては、令和7年度に運転資金に必要な10億円を割り込むこととなり、さらに令和11年

度には赤字となり、経営が成り立たない状況に陥ることとなる。

そこで、必要な事業を継続する上で、収支ギャップの均衡を図るために、今回改めて決算の状況を踏まえて試算をし直し、どの程度の料金改定が必要となるか、検討した結果、表の上段のとおり、令和4年度に水道料金を12パーセント程度、水道利用加入金を10パーセント程度改定するという試算となった。

次に7ページ目の、今回の料金改定の検討に際して行った試算について、経営戦略からどのような見直しを図ったかという変更のポイントだが、まずは財政収支計画期間を経営戦略においては令和元年度から10年度とみていた部分を令和4年度から令和13年度としている。

②及び③の企業債の活用については、令和6年度以降は老朽管更新事業については自己財源で行い、浄水場更新事業のみ企業債を活用するという点は経営戦略を踏襲している。

④の内部留保資金については、経営戦略では20億円を指標としていたが、料金改定率をできるだけ抑制するような意図で、令和2年度末で約17億円の内部留保資金残高を減らさないような指標と変更している。

また、⑤の企業債未償還残高についても、経営戦略では50億円を増加させないという指標であったが、将来に過重な負担を残さない意味からも令和2年度末残高の約48億円から少しずつ減らしていくという指標としている。

そして⑥として、収益や事業費については、先ほど説明させていただいたとおり、水需要や給水収益の時点修正、建設改良工事の今後の必要量を再試算した。

最後に⑦として、経営戦略の際には検討しなかった、水道利用加入金についても、水道料金の改定率の抑制を図る意味から、今回の試算においては水道利用加入金の改定も検討することとしている。

これらを踏まえ、再試算した結果、経営戦略策定の際に出された29パーセントの改定率を今回試算においては、水道料金について平均12パーセント程度、水道利用加入金については、平均10パーセント程度と試算した。

なお、この試算により、必要な建設改良工事を実施しながらも、10年後には内部留保資金残高が約17億円、企業債未償還残高が約46億円という見込みとなる。

次に8ページ、水道利用者への情報発信として、水道施設の老朽化の現状や更新事業を継続して実施する必要性、そしてこれらを実施することで財源不足となること、そのためには料金改定が必要となることなど市民等にも知っていただかなければならないと考え、パネル展を計画した。

その中で、どの程度御理解をいただくことができたのかを把握するためにアンケート調査も併せて実施した。

水道事業パネル展、将来の朝霞の水道を考えよう、と題して、9月11日にコミュニティセンター、18日に産業文化センターで開催し、両日合わせて234人に御来場いただいた。

水循環の仕組に始まり、水道施設の現状、計画的な更新事業の必要性、経営状況、料金改定の必要性などを23枚のパネルを作成し、オープンハウス方式でそれぞれ来場者に職員がついて説明や質疑応答を行うという形で実施した。

9 ページがアンケート調査の結果である。

水道施設の更新について、とても理解できた、まあまあ理解できた、で約 98 パーセントの方に御理解いただくことができ、水道事業経営についても財源確保の必要性について、とても理解できた、まあまあ理解できた、で 95 パーセント以上の方に御理解いただけたとの回答をいただいた。

自由記入欄においても、料金改定に関することに対して、概ね理解できるという結果となっている。

また、パネル展で作成した資料をホームページで公開することにより、より多くの方に御理解をいただけるよう、情報発信にも努めている。

なお、パネル展の前段階において、それまでの審議会における検討経過については、耐震管を含めた老朽管更新事業の見直し計画や経営状況、財政収支バランス、改定率といったことについて、9 月議会初日の全員協議会において議会への検討経過の中間報告として説明を行った。

このような経過を踏まえて 11 月 19 日に開催された第 6 回目の上下水道審議会において、水道料金・水道利用加入金の改定額については全会一致で承認をいただき、12 月 6 日に審議会長より市長に答申書が提出された。

ここで、水道料金及び水道利用加入金の改定額について市としての意思決定とし、朝霞市水道事業給水条例の改正に進めたいと考えているので、審議いただきたい。

#### 【意見等】

(三田福祉部長)

経営戦略策定時点において 29 パーセントとしていた改定率が、今回の再試算では 12 パーセントになっているが、どのような理由からか。

(担当課 3：西島上下水道総務課長)

経営戦略策定時の平成 30 年当時の試算では、使用水量及び給水収益は徐々に減少するような見込みだった。

しかし、実際には平成 30 年以降、見込みを大きく上回るような結果となっているため、上方修正し再試算した結果、お示しした結果となった。

(三田福祉部長)

単年度の収益では純利益が出るということであれば、水道料金の改定が必要なくなるということにはならないのか。

(担当課 3：西島上下水道総務課長)

先ほどの説明の中でも触れたとおり、今後 10 年間で、老朽管の更新を最低でも 50 キロメートルは進めていかなければならない。また、純利益が生まれている部分というのは、単純な利益ということではなく、老朽管の更新などの水道事業を行うための原資となるものである。

したがって、企業債を減らしながら、内部留保資金をある程度維持しつつ、更新工事を行うためには、水道料金の改定は必要であると考えます。

(宮村市長公室長)

先ほどの説明で、使用水量が増加しているとのことだが、コロナの影響で在宅が増え、それに伴い使用水量が増加しているのであれば、それを基準として今後10年間の試算をして問題ないのか。

(担当課3：西島上下水道総務課長)

過去10年間の家庭用使用水量のデータを確認し試算を行っており、加えてコロナ禍における水需要の影響も考慮した試算となっているため、問題ないと考える。

なお、コロナ禍における水需要の予測について、過大に見込んではいない。

また、総合計画における推計では、令和14年度までは人口についても微増というところを踏まえて試算を行っている。

(神頭生涯学習部長)

コロナ禍での値上げとなるが、県内等で同様の料金改定を行った自治体、また今後、行う予定のある自治体はあるのか。

(担当課3：西島上下水道総務課長)

県内においては、昨年度に熊谷市と川口市が実施済みである。

今年度は毛呂山町が4月から改定を実施している。

県外においても横浜市、前橋市、佐倉市など、市の規模の大小に関わらず全国的に料金改定の動きが出てきている。

(太田監査委員事務局長)

料金改定は4月から実施されるのか。

(担当課3：西島上下水道総務課長)

条例改正について3月議会で議決いただいたのち、水道利用者に対して、周知を行った上で料金改定を行うため、施行日については数ヶ月先となる見込みである。

(望月会計管理者)

市民及び事業者への周知はどのように行うのか。

(担当課3：西島上下水道総務課長)

広報、ホームページ、市内掲示板などのほか、利用者に直接説明できる場を設けることも検討している。

## 【結果】

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

## 【閉会】